

富良野市農業センター設置条例

(目的及び設置)

第1条 農業経済の発展を図るため国営土地改良事業の推進、活力ある農村地域社会の形成を図ることを目的として、富良野市農業センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 富良野市農業センター

位置 富良野市字山部 2346 番 5

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置き、地域の振興及び交流を図るために供する。

(1) 食品加工実習室

(2) 交流室 A、B

(職員)

第4条 センターに所長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(開館時間)

第5条 開館時間は、9時から22時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長はその使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき

(3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用料の納入)

第8条 使用者は、別表第1に定める使用料金を市長に前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りではない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由によりセンターを使用できないときは、この限りではない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、センターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 センターの使用者がその使用を終わったとき又は許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちにその使用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 13 条 センターの使用者は、自己の責に帰すべき原因により施設を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例に必要な事項は市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

別表第1（第8条関係）

農業センター使用料

（単位：円）

使用時間区分 使用区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時
食品加工実習室	基本使用料 1,420	基本使用料 1,420	基本使用料 1,730	基本使用料 4,270
	暖房料 420	暖房料 420	暖房料 500	暖房料 1,320
	ガス代 410	ガス代 560	ガス代 560	ガス代 1,420
交流室A	基本使用料 710	基本使用料 710	基本使用料 850	基本使用料 2,130
	暖房料 210	暖房料 210	暖房料 250	暖房料 640
交流室B	基本使用料 360	基本使用料 360	基本使用料 360	基本使用料 1,070
	暖房料 110	暖房料 110	暖房料 130	暖房料 320

備考

- 1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額を徴収する。
- 2 使用時間の延長又はやむを得ず使用時間区分に定める以外の時間において使用するときは、使用料のうち基本使用料、暖房料及びガス代それぞれの額に、次の各号に掲げる区分に応じた割合により得た額を1時間単価とし、当該1時間単価に使用した時間を乗じて得た額を基本使用料、暖房料及びガス代に加算する。この場合において、1時間未満の使用時間であっても使用時間を1時間とみなし、徴収するものとする。
 - (1) 12時から13時まで 午後の使用料の4分の1の額
 - (2) 17時から18時まで 夜間の使用料の4分の1の額

(3) 22時から翌日9時まで 夜間使用料の4分の1の額

- 3 冬期間の暖房料は、11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、期間以外においても暖房を使用する場合は、暖房料を徴収する。
- 4 食品加工実習室において、ガスを使用しない場合は、ガス代は徴収しない。
- 5 上記により算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。